省令

○厚生労働省令第百三十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第五十九条第三項、第六十六条第二項、第六十六条の三、第六十六条の四、第六十六条の六、第百条第一項、第百三条第一項及び第百十三条の規定に基づき、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条の八」を「第五十二条の九」に、「指定緊急作業従事者等」を「指定緊急作業等従事者等」に、「提出」を「提出等」に改め、「第五十九条の二」の下に「・第五十九条の三」を加える。

第七条の次に次の二条を加える。

（特例緊急被ばく限度）

第七条の二　前条第一項の場合において、厚生労働大臣は、当該緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量について同条第二項の規定によることが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該緊急作業に従事する間に受ける実効線量の限度の値（二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内に限る。以下「特例緊急被ばく限度」という。）を別に定めることができる。

2　前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣は、直ちに、特例緊急被ばく限度を二百五十ミリシーベルトと定めるものとする。

一　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。次号及び次条第一項において「原災法」という。）第十条に規定する政令で定める事象のうち厚生労働大臣が定めるものが発生した場合

二　原災法第十五条第一項各号に掲げる場合

3　厚生労働大臣は、前二項の規定により特例緊急被ばく限度を別に定めた場合には、当該特例緊急被ばく限度に係る緊急作業（以下「特例緊急作業」という。）に従事する者（次条において「特例緊急作業従事者」という。）が受けた線量、当該特例緊急作業に係る事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。

4　厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定により特例緊急被ばく限度を別に定めたときは、当該特例緊急作業及び当該特例緊急被ばく限度を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

第七条の三　事業者は、原災法第八条第三項に規定する原子力防災要員、原災法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者（第五十二条の九において「原子力防災要員等」という。）以外の者については、特例緊急作業に従事させてはならない。

2　事業者は、前条第一項又は第二項の規定により、特例緊急被ばく限度が定められたときは、第七条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、特例緊急作業従事者について、同号に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。この場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならない。

3　事業者は、特例緊急作業従事者について、当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

第八条第四項中「三月以内（」の下に「緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性、」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第九条第二項第一号中「女性」の下に「（次号又は第三号に掲げるものを除く。）」を加え、「（五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者にあつては、三月ごと及び一年ごとの合計）」を削り、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性（五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのないものに限り、次号に掲げるものを除く。）の実効線量の三月ごと及び一年ごとの合計

三　男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性（緊急作業に従事するものに限る。）の実効線量の一月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計

第四十一条の十四第一項中「規定する元方事業者」の下に、「（第五十九条の三において「元方事業者」という。）」を加える。

第六章の二中第五十二条の八の次に次の一条を加える。

（特例緊急作業に係る特別の教育）

第五十二条の九　事業者は、特例緊急作業に係る業務に原子力防災要員等を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一　特例緊急作業の方法に関する知識

二　特例緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識

三　電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

四　関係法令

五　特例緊急作業の方法

六　特例緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い

2　安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

第五十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（健康診断）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第五十六条の二　事業者は、緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事者に対し、当該業務に配置替えの後一月以内ごとに一回、定期に、及び当該業務から他の業務に配置替えの際又は当該労働者が離職する際、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一　自覚症状及び他覚症状の有無の検査

二　白血球数及び白血球百分率の検査

三　赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

四　甲状腺刺激ホルモン、遊離トリヨードサイロニン及び遊離サイロキシンの検査

五　白内障に関する眼の検査

六　皮膚の検査

2　前項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第六号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。

3　事業者は、第一項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によつても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料（その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料）を医師に示さなければならない。

第五十六条の三　緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事者については、当該労働者が直近に受けた前条第一項の健康診断のうち、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に掲げる健康診断とみなす。

一　緊急作業に係る業務への配置替えの日前一月以内に行われたもの　第五十六条第一項の配置替えの際の健康診断

二　第五十六条第一項の定期の健康診断を行おうとする日前一月以内に行われたもの　同項の定期の健康診断